

京都府立医科大学大学院医学研究科博士課程授業科目履修規程

平成20年4月1日
京都府立医科大学規程第77号

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立医科大学大学院学則（昭和20年4月1日。以下「学則」という。）第10条の規定に基づき、京都府立医科大学大学院医学研究科博士課程（以下「博士課程」という。）における授業科目、単位数及び履修方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修コース)

第1条の2 本課程に総合コースとがんプロフェッショナル養成専門コースを設ける。

(授業科目の担当教員)

第2条 授業科目の担当教員は、医学研究科担当教授、医学研究科担当准教授、医学研究科担当講師及び医学研究科授業担当を命じられた教員とする。

2 学位論文の作成に対する研究指導をする者は、授業科目の担当教員のうち原則として医学研究科担当教授とする。

(履修の基本)

第3条 学生は、博士課程に4年以上（優れた研究業績を上げた者については、3年以上）在学し、学則第6条に定める授業科目について第5条に定める履修方法により30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を完成させ、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

(履修の区分)

第4条 学生は、原則として第2学年までに、修得すべき単位を修得し、第3学年以降は、研究課題に即した研究指導を受け、かつ、論文作成等のための研究活動を行うものとする。

(履修の方法)

第5条 総合コースの履修の方法は次のとおりとする。

(1) 学生は、4年以上（優れた研究業績を上げた者については、3年以上）在学して、専門領域の中から主として履修する授業科目（以下「主科目」という。）を10単位、副として履修する授業科目（以下「副科目」という。）を4単位以上、共通領域の中から必修科目4単位及び選択科目4単位以上、統合医科学特別研究（以下「特別研究」という。）を8単位の合計30単位以上を修得し、さらに必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(2) 学生は、主科目については、同一名称を冠した講義A、講義B、演習、特講を履修しなければならない。副科目については、専門科目の中で主科目以外の科目で特講、特論を履修しなければならない。

(3) 学生は、副科目及び共通領域の履修方法については、科目担当教員の指導を、特別研究の履修方法については、原則として特別研究担当教授による指導を受けなければならない。

2 がんプロフェッショナル養成専門コースの履修の方法は次のとおりとする。

(1) 学生は、4年以上（優れた研究業績を上げた者については、3年以上）在学して、基礎科目の中から必修科目6単位及び選択科目4単位以上、専門科目の中から必修科目6単位及び選択科目6単位以上、特別研究を8単位の合計30単位以上を修得し、さらに必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(2) 学生は専門科目の中から専攻する授業科目（以下「専攻科目」という。）を1つ選択するものとする。

(3) 学生は、基礎科目及び専門科目の履修方法については、科目担当教員の指導を、特別研究の履修方法については、原則として特別研究担当教授による指導を受けなければならない。

(授業科目及び単位数)

第6条 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(授業の内容)

第7条 授業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 総合コースにおける主科目は、学位論文作成の基盤となる知識、技術を習得することを目的とする。
- (2) 総合コースにおける副科目は、主科目における研究遂行上、必要となる知識、技術を補完することを目的とする。
- (3) 総合コースにおける共通領域は、全ての学生に共通して必要となる基礎的、基盤的な知識を修得することを目的とする。
- (4) がんプロフェSSIONAL養成専門コースにおける基礎科目は、腫瘍に関して基礎的な知識、技術を習得することを目的とする。
- (5) がんプロフェSSIONAL養成専門コースにおける専門科目は、各臓器、領域における腫瘍の治療、診断等に関して、専門的な知識、技術を習得することを目的とする。
- (6) 研究指導の特別研究は、研究テーマを設定し、総合コースにあつては専門領域及び共通領域の授業科目で、またがんプロフェSSIONAL養成専門コースにあつては基礎科目及び専門科目で習得した知識、技術を応用し、学位論文作成のための研究を行うことを目的とする。

(授業の方法等)

第8条 学生が修得すべき単位数、履修単位及び履修年次は、別表2のとおりとする。

(講義及び演習)

第9条 講義（実習も含む）及び演習には、それぞれ次に掲げる場合を含むものとする。

- (1) 講義 抄読会、臨床報告会、学術集談会、学会等に出席したとき。
実習、臨床検査、手術（見学を含む。）、診療、現地調査、剖検（見学を含む。）、その他これらに類する行為を行ったとき。
- (2) 演習 抄読会において抄読を担当したとき、臨床報告会において報告を担当したとき、及び学術集談会、学会等において研究発表をしたとき。

(単位の計算方法)

第10条 授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。
- (3) 特講については、30時間の特講をもって1単位とする。

(授業期間)

第11条 授業科目（共通領域のうち、大学院特別講義を除く。）の授業は、通年30週、半期15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(履修科目の届出)

第12条 学生は、あらかじめ原則として総合コースにあつては主科目担当教授の、がんプロフェSSIONAL養成専門コースにあつては専攻科目担当教授の指導を受けて、学年始めに、履修しようとする授業科目を医学研究科長に届け出るものとする。ただし、統合医科学特別研究については、原則として特別研究担当教授の指導を受けて届け出るものとする。

(単位修得の認定)

第13条 履修した授業科目の単位修得の認定は、当該授業科目の主たる担当教員が行い、学年末に学長に報告するものとする。

(研究指導)

第14条 学生は、博士論文に係る研究及び論文作成等に当たり、原則として特別研究担当教授の指導を受けるものとする。

(成績の評価)

第15条 各授業科目の成績の評価は、次により行う。

評点	評語	認定
100点～80点	優	合格
79点～70点	良	
69点～60点	可	
59点～0点	不可	不合格

(研究指導の分担)

第16条 学生は、教育研究上有益と認められるときは、原則として主科目以外の科目を担当する教授の研究指導を受けることができる。この場合において、原則として主科目担当教授又は専攻科目担当教授は、当該教授との協議を経て、医学研究科長にその旨を届け出るものとする。

(他の大学院の授業科目の履修等)

第17条 学生は、原則として第2学年以降でなければ、他の大学院の授業科目を履修し、又は他の大学院若しくは研究所等において研究指導を受けることができない。

(博士論文の提出)

第18条 学生は、博士課程に3年以上(優れた研究業績を上げたと認められる者については、2年9月以上)在学し、学則第10条第1項に定める授業科目について同条第2項に定める履修方法により30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければ、博士論文を提出することができない。

(最終試験)

第19条 最終試験は、博士論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 平成24年5月31日以前に在籍している者については、この告示による改正後の京都府立医科大学大学院医学研究科博士課程授業科目履修規程第5条及び第8条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

1 総合コース

(1) 専門領域

分野	主として履修する科目	単位	副として履修する科目等	単位	
地域医療・ 社会医学	分子標的癌予防医学	10	分子標的癌予防医学 (特講)	2	
	地域保健医療疫学	10	地域保健医療疫学 (特講)	2	
	地域保健医療福祉行政システム学	10	地域保健医療福祉行政システム学 (特講)	2	
	法医学	10	法医学 (特講)	2	
	救急・災害医療システム学	遠隔医療システム学 [特論]	2	遠隔医療システム学 [特論]	2
		救急・災害医療システム学 (特講)	10	救急・災害医療システム学 (特講)	2
		補完代替医療学 [特論]	2	補完代替医療学 [特論]	2
		医療心理学 [特論]	2	医療心理学 [特論]	2
	総合医療・医学教育学	地域環境医学 [特論]	2	地域環境医学 [特論]	2
		総合医療・医学教育学 (特講)	10	総合医療・医学教育学 (特講)	2
		地域医療学	10	地域医療学 (特講)	2
		医療フロンティア展開学	10	医療フロンティア展開学 (特講)	2
		生物統計学	10	生物統計学 (特講)	2
		医学生命倫理学	10	医学生命倫理学 (特講)	2
生命基礎数理学		10	生命基礎数理学 (特講)	2	
腫瘍分子標的治療学 [特論]	2	腫瘍分子標的治療学 [特論]	2		
発達・成育 医科学	小児科学	10	小児科学 (特講)	2	
	小児外科学	10	小児外科学 (特講)	2	
	女性生涯医科学	10	女性生涯医科学 (特講)	2	
	医療コミュニケーション学	10	医療コミュニケーション学 (特講)	2	
先端医療・ ゲノム医学	ゲノム医科学	10	ゲノム医科学 (特講)	2	
	分子生化学	10	分子生化学 (特講)	2	
	分子病態検査医学	10	分子病態検査医学 (特講)	2	
	分子診断・治療医学	10	分子診断・治療医学 (特講)	2	
	免疫内科学	10	免疫内科学 (特講)	2	
	内分泌・代謝内科学	10	内分泌・代謝内科学 (特講)	2	
	循環器内科学	10	循環器内科学 (特講)	2	
	腎臓内科学	10	腎臓内科学 (特講)	2	
	呼吸器内科学	10	呼吸器内科学 (特講)	2	
	消化器内科学	10	消化器内科学 (特講)	2	
	血液内科学	10	血液内科学 (特講)	2	
	神経内科学	10	神経内科学 (特講)	2	
	皮膚科学	10	皮膚科学 (特講)	2	
	形成外科学	10	形成外科学 (特講)	2	
生体情報・ 機能形態学	生体構造科学	10	生体構造科学 (特講)	2	
	生体機能形態科学	10	生体機能形態科学 (特講)	2	
	細胞生理学	10	細胞生理学 (特講)	2	
	統合生理学	10	統合生理学 (特講)	2	
	物質生命基礎科学	10	物質生命基礎科学 (特講)	2	
	神経発生生物学	10	神経発生生物学 (特講)	2	
	基礎老化学	10	基礎老化学 (特講)	2	
	病態解析・ 制御医学	人体病理学	10	人体病理学 (特講)	2
細胞分子機能病理学		10	細胞分子機能病理学 (特講)	2	
分子病態病理学		10	分子病態病理学 (特講)	2	
感染病態学		10	感染病態学 (特講)	2	
免疫学		10	免疫学 (特講)	2	
病態分子薬理学		10	病態分子薬理学 (特講)	2	
精神機能病態学		10	精神機能病態学 (特講)	2	
放射線診断治療学		10	放射線診断治療学 (特講)	2	
医薬品化学		10	医薬品化学 (特講)	2	
集学放射線治療学 [特論]		2	集学放射線治療学 [特論]	2	
機能制御・ 再生医学	消化器外科学	10	消化器外科学 (特講)	2	
	移植・再生外科学	10	移植・再生外科学 (特講)	2	
	内分泌・乳腺外科学	10	内分泌・乳腺外科学 (特講)	2	
	心臓血管外科学	10	心臓血管外科学 (特講)	2	
	呼吸器外科学	10	呼吸器外科学 (特講)	2	
	脳神経機能再生外科学	10	脳神経機能再生外科学 (特講)	2	
	運動器機能再生外科学	10	運動器機能再生外科学 (特講)	2	
	リハビリテーション医学	小児整形外科学 [特論]	2	小児整形外科学 [特論]	2
		リハビリテーション医学 (特講)	10	リハビリテーション医学 (特講)	2
		スポーツ・障がい者スポーツ医学 [特論]	2	スポーツ・障がい者スポーツ医学 [特論]	2
	視覚機能再生外科学	10	視覚機能再生外科学 (特講)	2	
	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	10	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 (特講)	2	
	泌尿器外科学	10	泌尿器外科学 (特講)	2	
	麻酔科学	10	麻酔科学 (特講)	2	
	疼痛・緩和医療学	10	疼痛・緩和医療学 (特講)	2	
	包括的緩和医療学 [特論]	2	包括的緩和医療学 [特論]	2	
	歯科口腔科学	歯科口腔科学 (特講)	10	歯科口腔科学 (特講)	2
		細胞再生医学	10	細胞再生医学 (特講)	2

(注) 主として履修する科目：講義A (3単位)、講義B (3単位)、演習 (2単位)、特講 (2単位)
副として履修する科目：特講 (2単位) 及び特論 (2単位)

(2) 共通領域及び研究指導

領 域 等		科 目 等	単 位
共 通 領 域	必 修	統合医科学概論 医学生命倫理学概論 1 医学生命倫理学概論 2 医学研究方法概論	1 1 1 1
	選 択	加齢医科学 基礎統計学 応用言語学 医療レギュラトリーサイエンス学 大学院特別講義	1 1 1 1 1 1～4
研 究 指 導	必 修	統合医科学特別研究	8

2 がんプロフェッショナル養成専門コース

科目区分		授業科目	単 位
基礎科目	必 修	分子標的癌予防医学 人体病理学 病態分子薬理学	2 2 2
	選 択	ゲノム医科学 分子生化学 分子病態検査医学 免疫内科学	2 2 2 2
専門科目	必 修	血液内科学 集学放射線診断治療学 包括的緩和医療学	2 2 2
	選 択	小児科学 女性生涯医科学 呼吸器内科学 皮膚科学 消化器内科学 消化器外科学 内分泌・乳腺外科学 呼吸器外科学 脳神経機能再生外科学 運動器機能再生外科学 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 泌尿器外科学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
研究指導	必 修	統合医科学特別研究	8

別表第2（第8条関係）

1 総合コース

区分		修得すべき単位数	授業の方法、履修単位及び履修年次
専門領域	主科目	10単位	【授業の方法】講義（実習）等及び演習の併用 講義A：3単位、1年次に履修（1年次3単位） 講義B：3単位、2年次に履修（1年次3単位） 演習：2単位、1～2年次で履修（1年次1単位） 特講：2単位、1～3年次のうち2年間で履修（1年次1単位）
	副科目	4単位以上	【授業の方法】演習の併用 特講（2単位）または特論（2単位）を1～3年次のうち2年間で2科目以上、4単位以上履修（特講、特論共に1年次1単位）
共通領域	必修科目	4単位 (3科目)	【授業の方法】講義もしくは実習 統合医科学概論：1単位 医学生命倫理学概論1：1単位 医学生命倫理学概論2：1単位 医学研究方法概論：1単位 } 1～3年次で履修
	選択科目	4単位以上	【授業の方法】講義もしくは実習 加齢医科学：1単位 基礎統計学：1単位 応用言語学：1単位 医療レギュラトリー サイエンス学：1単位 } 各々1単位、1・2・3・4年次のうち1年間で履修 大学院特別講義：1～4単位、1～4年次で履修。特別講義を8コマ履修により1単位とする。
研究指導	特別研究	8単位	【授業の方法】学位論文の指導 統合医科学特別研究：1～4年次で毎年次履修（毎年次2単位）

2 がんプロフェッショナル養成専門コース

区分		修得すべき単位数	授業の方法、履修単位及び履修年次
基礎科目	必修科目	6単位 (3科目)	【授業の方法】講義もしくは実習 各科目2単位、1～2年次で履修（1年次1単位）
	選択科目	4単位以上 (4科目)	【授業の方法】講義もしくは実習 各科目2単位、1～2年次で履修（1年次1単位）
専門科目	必修科目	6単位 (3科目)	【授業の方法】講義もしくは実習 各科目2単位、1～2年次で履修（1年次1単位）
	選択科目	6単位以上 (12科目)	【授業の方法】講義もしくは実習 各科目2単位、3～4年次で履修（1年次1単位）
研究指導	特別研究	8単位	【授業の方法】学位論文の指導 統合医科学特別研究：1～4年次で毎年次履修（毎年次2単位）